

萩市公告第 16 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号、以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第 22 条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 17 日

萩市長 田中 文夫



1 対象となる特定空家等の概要

所在地 萩市大字椿東 3083 番地 2、3085 番地 3、3085 番地 5
(建物登記の所在地)

家屋番号 3085 番 5

用途 旅館

構造 鉄骨造 7 階建て

登記床面積 1050.29 m²

附属建物 倉庫（木造、延床面積 8.12 m²）

2 所有者等に命ずる必要な措置の内容

3 措置の期限までに、当該特定空家等を除却すること。

3 措置の期限

令和 7 年 5 月 20 日（火曜日）

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。当該措置に要した費用については、所有者等から徴収する。

4 動産等の取扱い

市長等が当該措置を行うときは、当該特定空家等に残置されている動産等を撤去し、処分するため、動産等について権利を主張しようとする者は、3 措置の期限までに搬出すること。

5 問合わせ先

〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 番地

萩市土木建築部建築課住宅管理係

電話 (0838) 25-2314 FAX (0838) 25-4011